

正

許可申請書

土地区画整理事業施行地区内において、下記のように建築物 工作物の新築 改築 増築、土地の形質変更、物件の設置 物件のたい積を行いたいのので、関係図書を添付して、土地区画整理法第76条第1項の規定による許可を申請します。

令和 年 月 日

住所

申請人 氏名

西宮市長 様

電話

住所

代理人 氏名

電話

担当者

1. 位置	西宮市	番地	地域		地区	
2. 仮換地指定面積	地区	街区	画地			m <sup>2</sup>
3. 使用地面積						m <sup>2</sup>
4. 許可申請の概要	工事種別	構造	建築面積 延べ面積	又は数量	用途	
5. 工事着手及び竣工予定	着 手			竣 工		
	令和 年 月 日			令和 年 月 日		

土地区画整理事業施行者記載欄	1. 許可についての支障の有無 (支障ある場合はその具体理由)		市 受 付 印
	2. 許可に付すべき条件		
	3. その他参考事項		
	令和 年 月 日 施行者	印	

許可の条件他		公印使用印

- 備考
- 添付図面一付近見取図、仮換地区使用敷地図(仮換地証明書の写し)、建物配置図、建物平面図、建物立面図、建物断面図、汚水・雨水排水計画図、駐車場配置図(1/100~1/200程度)
  - 建築物以外の場合は、土地の形質変更を示す平面図、2面以上の縦横断面図、構造詳細図等を添付して下さい。  
 内に必要事項を記入してください。最上段の申請行為  印の不用箇所は抹消して下さい。
  - 代理人から申請の場合は代理権を証する委任状を添付して下さい。

正

許可申請書

土地区画整理事業地区内において、下記のように建築物、工作物の新築、改築、増築、土地の形質変更、物件の設置、物件のたい積を行いたいので、関係図書を添付して、土地区画整理法第76条第1項の規定による許可を申請します。

令和 年 月 日						
住所						
申請人 氏名						
西宮市長 様						
電話						
住所						
代理人 氏名						
電話						
担当者						
1. 位置	西宮市	番地	地域		地区	
2. 仮換地指定面積	地区	街区	画地			m <sup>2</sup>
3. 使用地面積						m <sup>2</sup>
4. 許可申請の概要	工事種別	構造	建築面積 延べ面積	又は数量	用途	
5. 工事着手及び竣工予定	着 手			竣 工		
	令和 年 月 日			令和 年 月 日		

土地区画整理事業施行者記載欄	1. 許可についての支障の有無 (支障ある場合はその具体理由)		土地区画整理事業施行者 受 付 印
	2. 許可に付すべき条件		
	3. その他参考事項		
	令和 年 月 日 上記の通り意見回答		

許可番号	西市整許 第 号
許可年月日	令和 年 月 日

許可条件その他	
---------	--

- 備考
- 添付図面一付近見取図、仮換地図使用敷地図(仮換地証明書の写し)、建物配置図、建物平面図、建物立面図、建物断面図、汚水・雨水排水計画図、駐車場配置図(1/100~1/200程度)
  - 建築物以外の場合は、土地の形質変更を示す平面図、2面以上の縦横断面図、構造詳細図等を添付して下さい。  
内に必要事項を記入してください。最上段の申請行為  印の不用箇所は抹消して下さい。
  - 代理人から申請の場合は代理権を証する委任状を添付して下さい。

副

許可書

下記のとおり許可する

許可番号 西市整許 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

西宮市長 印

許可条件	その他
------	-----

申請者記載欄	申請人	住所					
		氏名					
	代理人	住所					
		氏名					
	1. 位置	西宮市	番地	地域		地区	
2. 仮換地指定面積	地区	街区	画地			m <sup>2</sup>	
3. 使用地面積						m <sup>2</sup>	
4. 許可申請の概要	工事種別	構造	建築面積 延べ面積	又は数量	用途		
5. 工事着手及び竣工予定	着 手			竣 工			
	令和 年 月 日			令和 年 月 日			

(教示) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、西宮市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、西宮市（代表者は西宮市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。